

# 規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 馬橋 隆紀

## 埼玉県人事委員会規則七一九九〇

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

第一条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七一二

二二）の一部を次のように改正する。

別表第七イの表中

38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43

36
36
37
38
39
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45

を

36
36
37
37

に改める。

別表第七ハの表中

34
34
35
35
36
36
37
38
39

に、

58
58
59
59
60
60
61
61
61
61
61
61
62
62
62
62
63
63
63
63

を

32
32
32
33
33

64
----

を

57
58
58
58
59
59
59
60
60
60
61
61
61
61
62
62
62
63
63
63

に、

38
38
38
38
39

39
39
40
40
40
40
40
40
41
41
41
41
41
41
41
42
42
42
42
42
43
43
43
43

を

37
38
38
38
38
39

に改める。

39
39
39
39
40
40
40
40
40
40
41
41
41
41
41
42
42
42
42
42
42
42

別表第七への表中

82
82
82
82
83
83
83
83
84
84
84
84
84
84
85
85
85
85
85
86
86
86
86
87
87

87
87
88

を

81
82
82
82
82
82
83
83
83
83
83
84
84
84
84
84
84
85
85
85
86
86
86
87
87

87

に改める。

第二条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第八の表中

派遣職員の派遣の期間

を

派遣職員の派遣の期間	職員の勤務時間、休暇等に関する 条例（平成七年埼玉県条例第二 号）第十条第一項又は学校職員の 勤務時間、休暇等に関する条例 （平成七年埼玉県条例第二十八 号）第十二条第一項に規定する介 護休暇の期間
------------	---

に、

職員の勤 務時間（平 成十年第十 号）第十 号）第十 （平成七 年）第十 護休暇の 法第二十 による休 は疾病又 は疾病に 公務外の 休暇（通 係るもの
--

務時間、休暇等に関する  
成七年埼玉県条例第二  
条第一項又は学校職員の  
、休暇等に関する条例  
年埼玉県条例第二十八  
二条第一項に規定する介  
期間

八条第二項第一号の規定  
職（公務上の負傷若しく  
は通勤による負傷若しく  
係るものを除く。）又は  
負傷若しくは疾病による  
勤による負傷又は疾病に  
を除く。）の期間

を

法第二十八条第二項第一号の規定  
による休職（公務上の負傷若しく  
は疾病又は通勤による負傷若しく  
は疾病に係るものを除く。）又は  
公務外の負傷若しくは疾病による  
休暇（通勤による負傷又は疾病に  
係るものを除く。）の期間

に改める。

## 附 則

### （施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十九年一月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の初任給規則」という。）の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。
- 3 （第一条の改正規定に関する経過措置）  
平成二十八年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の初任給規則の規定による号給が第一条の規定による改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下この項において「改正前の初任給規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の初任給規則の規定にかかわらず、改正前の初任給規則の規定による号給とするものとする。
- 4 この規則の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に埼玉県人事委員

会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(第二条の改正規定に関する経過措置)

5 第二条の規定による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第八の規定は、この規定の施行の日以後の介護休暇の期間について適用し、同日前の介護休暇の期間については、なお従前の例による。